

1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5階

扶養者が2人いる場合の扶養親族の取扱い

Q 別居している夫と妻に子供がいる場合、その子供はどちらの扶養親族として扱えばいいのでしょうか？また、専業主婦である老齢の母は、夫の控除対象配偶者に該当するのか、それとも養っている息子の扶養親族に該当するのでしょうか？

解説

2以上の居住者の扶養親族に該当する者がある場合には、その者はどちらか一人の居住者の扶養親族にのみ該当する者とみなします。

1. 扶養親族の所属

2以上の居住者の扶養親族に該当する場合は、いずれか1の居住者の扶養親族にのみ該当する者とみなします。

①夫と妻のどちらの扶養親族に該当するかは、**扶養控除等申告書に記載した内容によりま**す。ただし、その後の確定申告書でどちらの扶養親族にするかは変更しても構いませんが、一度確定申告書を提出した後、**更正の請求で変更することはできません**。

②夫と妻が両方、扶養控除等申告書に記載しているときは、**先に記載したほうの扶養親族**とします。(＝先着順)

③さらにいずれの居住者の扶養親族とするかが定められないときは、**居住者のうち総所得金額、退職所得金額等の合計額の見積額が最も大きい居住者の扶養親族**とします。

(注) 上記の取扱いは、夫が別居しているが、妻と子供が同居している場合に、別居している夫が養育費の一部を負担しているなどの場合でも適用されます。この場合、**実際に離婚しているかどうかは問われません**。

2. 配偶者の所属

居住者の配偶者がその居住者の控除対象配偶者に該当し、かつ、別の居住者（例えばその配偶者の子供）の扶養親族に該当する場合には、どちらか一方に該当することとします。

2以上の居住者が同一人をそれぞれ、自己の控除対象配偶者又は扶養親族として申告書に記載したものの、どちらの所属が定められないときは、**その夫または妻の控除対象配偶者**とします。

要するに…

夫と妻の関係が悪く別居していたりする場合に、子供をどちらの扶養親族にするか、争いになるケースがあります。このような場合、どう取り扱うか税法ではきちんと定められていますので、気を付けましょう。